省令

○国土交通省令第百十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（飛行場灯火の設置基準） **第百十七条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一～二　（略） 三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。 イ～ワ　（略） カ　滑走路距離灯 (一)　（略） (二)　灯器は、滑走路終端の延長線からの距離が約三百メートルの地点に設置するものが「1」、約六百メートルの地点に設置するものが「2」、以下約三百メートルの間隔を置いて設置するものごとに、数の順にアラビア数字で示す灯光又は標識により昼夜とも明らかに表示するものであること。 (三)　（略） (四)　標識は、数字の部分は白、その他の部分は黒の彩色のものであること。 (五)・(六)　（略） ヨ～ナ　（略） ラ　誘導路中心線灯 (一)　灯器は、誘導路中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路上に、曲線部分及びその附近にあつてはその曲線部分が明らかに標示できる間隔に、その他の部分にあつては三十メートル（高速離脱用誘導路及び滑走路視距離が三百メートル未満の場合に使用し得る誘導路（以下「低視程誘導路」という。）にあつては十五メートル）以下のほぼ等間隔に設置すること。 (二)～(九)　（略） ム～メ　（略） 2　（略）	（飛行場灯火の設置基準） **第百十七条**　法第三十九条第一項（法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する飛行場灯火の位置、構造等の設置の基準は、次のとおりとする。 一～二　（略） 三　飛行場灯火は、灯火別に次の位置、性能、構造等を有するものであること。 イ～ワ　（略） カ　滑走路距離灯 (一)　（略） (二)　灯器は、滑走路終端の延長線からの距離が約三百メートルの地点に設置するものが「1」、約六百メートルの地点に設置するものが「2」、以下約三百メートルの間隔を置いて設置するものごとに、数の順にアラビヤ数字を表示し、かつ、当該数字が昼夜間とも十分視認できるものであること。 (三)　（略） （新設） (四)・(五)　（略） ヨ～ナ　（略） ラ　誘導路中心線灯 (一)　灯器は、誘導路中心線及び滑走路又はエプロンへの出入経路上に、曲線部分及びその附近にあつてはその曲線部分が明らかに標示できる間隔に、その他の部分にあつては三十メートル（高速離脱用誘導路及び滑走路視距離が三百五十メートル未満の場合に使用し得る誘導路（以下「低視程誘導路」という。）にあつては十五メートル）以下のほぼ等間隔に設置すること。 (二)～(九)　（略） ム～メ　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。